

令和3年度12月（第9回）雲仙市教育委員会定例会会議録

期 日 令和3年12月21日（火）午後1時30分から午後2時48分
場 所 雲仙市千々石庁舎3階 大会議室
出 席 者 ・下田和章教育長 ・前田眞一教育長職務代理者 ・仁禮智加子委員
・駒田義弘委員 ・永岡悦子委員
・事務局 （富永教育次長、小松参事監兼総務課長、草野学校教育課長）
堀田生涯学習課長、加藤スポーツ振興課長
総務課 森田参事補（書記）
欠 席 者 なし

会議日程

第1 前回会議録の件

第2 報告事項

- (1) 教育長の報告
- (2) 各課の事業等の取り組み状況及び計画
- (3) 各課からの報告

第3 付議事項

- 議案第23号 雲仙市歴史資料館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第24号 雲仙市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則について

第4 その他

- 雲仙市成人式について
- 次回雲仙市教育委員会定例会の招集日程について

教育長が令和3年度12月（第9回）雲仙市教育委員会定例会の開会を宣言する。

日程第1 前回会議録承認の件

「前回会議録承認の件」を議題とし、令和3年度第8回定例会会議録署名委員に前田委員及び仁禮委員を指名する。

事務局

- ・会議録を読み上げ提案する。

教育長

- ・意見、質問が無いことから、第8回会議録の承認を宣言する。

日程第2 報告事項

(1) 教育長報告

- ・教育長が月例報告について資料により説明・報告を行った後、教育次長が令和3年市議会第4回定例会の概要について説明を行う。

委員

- ・一般質問があったハマユリックスホールの駐車場トイレは、どんな状況だったのか。

事務局

- ・ハマユリックスホールの駐車場の一番端にある公衆用トイレで、旧町時代に設置されたものである。くみ取り式で浄化槽は設置をされていない。昨年夏ぐらいから女子トイレが流れない症状があり、調べたところ、駐車場内に植栽されているアコウの木の根が、便槽のパイプをふさいでいた。アコウの木からの距離は17メートルあるので、そこは予想できなかった。

委員

- ・通塾による学力の差という質問があるが、これは難しいことだと思う。塾に行ったら学力が上がるという考え方は、教員としては持ちたく無い。この答弁にあるように、学校教育は学校教育としてそこは毅然と取り組むべきと思う。

教育長

- ・平野議員からは、経済的に困っている家庭についての質問が多く、今回もヤングケアラーについてもお尋ねがあり、本市ではケアラーの事例はなかったと答弁させてもらった。その後も議員から学校教育課長に確認の電話があったので、もしかしたら見落としがあるかもしれないという視点は持つておかなければいけないということを説明している。

- ・他に意見、質問がないことを確認する。

(2) 各課の事業等の取組状況及び計画

事務局

- ・資料により各課別に説明する。

委員

- ・公共施設予約システムの利用が始まるが、最近、市のホームページが新しくなってから、施設の空き状況が確認できなくなった。今後、空き状況を見られるようになるのか。

事務局

- ・新しいホームページ上にバナーを張りつけて、そこをクリックしたら空き状況を見られるようにしたいと思う。また、そこで事前に登録した人が予約できるようにしたい。登録しなくても空き状況は見られる。

委員

- ・少年の主張大会に参加したが、市内の中学生が性差別の問題をはじめ、いろいろな現代の課題や、自分の将来を見据えた課題というものをしっかりと受け止めて考えて行動しようとする、その気持ちは本当に頼もしいと思った。
時代は大きく舵を切り始めたという表現が、すごく印象に残っている。そういった社会の変化に対応していかなければならない子どもたちを、正しく導いてあげなければならぬ。それは、大人全体の責任じゃないかと感じた。
また、あの時に発表してくれた子どもたちも頑張っていたが、言葉での表現とか文字で表す事が苦手な子どもたちもたくさんいて、その子どもたちもその子なりに、いろいろと考えながら生活をしているんだろうなと、これから（の成長）を期待したいと思った。

委員

- ・先月の定例会でのタブレットの破損の説明の中で、1件については、修繕費の保護者の負担をお願いしなければいけないと考えているということだったが、それはどういう理由でそう判断したのか、また、結局、保護者の負担はスムーズにいったのか。

事務局

- ・これまで13件ほど、小学校で破損が発生しているが、そのうちの1件については、故障の原因が、児童の過失として処理すべきか故意とすべきなのか、そして保護者に負担をお願いするほどの故意といえるのか判断に迷うものがあった。
ただ、その後学校長等の意見を聞きながら、事務局内で協議を行い、その件についても市教委負担で修理を行うことにした。
自らが、壊す意思を持って壊したとか、そういう場合については、保護者負担も必要と思っているが、壊す気持ちはなかったけど、ちょっとしたはずみで画面を叩いてしまったとか、その子が、いい悪いの判断が十分にできなくて先生の指示に従わず壊してしまったとかそういったものは、一つ一つ中身を十分確認しながら判断をしていきたいと考えている。

教育長

- ・恐らく今後、もっと事例が増えて行くと思うが、市教委のスタンスとしては、子どもが明らかにタブレットを破損させようと思ってやったというような時しか弁償を求められないのかなと思っている。

先ほど説明があったように、先生の注意を守らずにやっていたという例も一つあったが、その子には特別な教育的配慮を要する状況にあったこともあって、今回は、市教委の負担と判断した。

委員

- ・今回のタブレットは、一度に大量に購入したので1台5万円ぐらいだったと思うが、1台ずつ買うと10万ぐらいに高くなると思うが、それを保護者が全額負担するのか。

事務局

- ・今回購入したタブレットはおおよそ1台4万5千円のを3千台購入して1台約3万8千円で購入した。恐らく買い替えるとしても4万5千円前後になると思う。タブレットの修理代は、画面を壊した場合で、約2万5千円かかっている。1台の価格と比較して修理代が半分以上かかっているのので、学校に対しては、もっと子どもたちに指導をして、極力壊さないよう指導をお願いしている。

委員

- ・保険があったと思うが、それについてわかっていれば教えて欲しい。

事務局

- ・県PTA関連の補償制度などいくつか調べてみたところ、タブレットの破損も保険の対象になるようだった。しかしよく話を聞いてみると、わざと壊した場合は補償がされないということだった。市教委は今のところわざと壊した場合に負担をお願いしたいと考えているので、そういった場合に補償がされなければ入る意味が無いと判断し、特にお勧めしていない。

委員

- ・スポーツ施設の管理について、テニスコートのライトが切れていてもなかなか修理されないままのところがあるが、市教委は定期的に見回りなどはしていないのか。

事務局

- ・定期的に施設を巡回しているが、多くの施設を抱えており、照明等についても気付いていてもその都度交換するのではなく、予算を見ながら計画的に少しずつ対応している状況にある。イメージとして、要望された3分の1ぐらいにしか対応出来ていない。料金を払って利用していただいていることを十分認識をしており、少しでも改善できるよう努力していきたい。

教育長

- ・今後もおかしい所とか危険だと思われたことは、遠慮なく指摘して欲しい。

委員

- ・奨学資金の説明の中で、本年度1名辞退の方がいるが、辞退の理由は何か。

事務局

- ・すでに大学院に在学中の方で、海外に留学する期間、奨学金を借りたいということで申請された人が、新型コロナウイルス感染症の関係で留学が取りやめになったことから取り下げられたもの。

教育長

- ・中学生の英語暗唱大会は、最優秀の子は、県大会に出場できるが、来年度から県大会が暗唱ではなく英語の主張大会になると聞いた。来年度の市の大会はどうなるのか。

事務局

- ・今年度1月に行われる県のイングリッシュパフォーマンスコンテストは、暗唱大会のまま開催されるので、本年度代表となった南串中学校の井上さんは暗唱のまま出場できる。来年度以降の県のイングリッシュパフォーマンスコンテストの在り方については、先日検討がなされて、来年度以降、意見発表の形にしないといけないという話合いがなされたようだが、まだ決定していない。それに対して、雲仙市がどのように対応するかについてはまだこれからの課題と考えている。県の決定を待ちながら、さらにそこに行くための予選という形をそのまま続けるかどうかについても、もう少し検討が必要と思っている。審査も難しくなるし、出場してくる子どもたちがどの程度いるのかという心配もある。

(3) 各課からの報告

- ・事務局から本年度の雲仙市表彰のうち、教育委員会関係の被表彰者について説明。

日程第3 付議事項

- 1 議案第23号 雲仙市歴史資料館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

事務局

- ・資料により説明

教育長

- ・特に意見、質問が無いことから承認を宣言する。

2 議案第24号 雲仙市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則について

事務局

- ・資料により説明

委員

- ・この印鑑を出来るだけ無くして行こうという事は、市役所全体の流れなのか。

事務局

- ・市役所全体の取り組みになる。今回いろいろな業務で押印が不要となるようだ。

教育長

- ・奨学資金の申込書を出すときには本人の確認は特に必要なく受け付けるのか。

事務局

- ・例えば、返済の猶予の申請や免除の申請については、他人がなりすまして行うことは考えられないので押印を廃止しても問題ないと考えている。貸付の申請などは押印を省略するが、自筆の署名をお願いします。借用書についてはこれまで通り実印の押印と印鑑証明の添付をお願いします。

委員

- ・全部手書きで記載するのか。

事務局

- ・貸付の申請などは、確実な本人の意思を確認するため自筆の署名をお願いしますが、猶予の申請や、免除の申請などはワープロで印字したものでも受け付ける。

教育長

- ・ホームページに様式を掲載するのか。

事務局

- ・時期が来たらホームページに様式を掲載し、それをワープロで打ってもいいし、手書きで記入してもいいような形にしたいと思っている。

委員

- ・市の奨学金は、重複して借りてもいいのか。

事務局

- ・これまで、市の奨学金は国の奨学金である「日本学生支援機構」との重複を認めておらず、一緒に申請はできるが、国の奨学金が認められたら市の奨学金を辞退してもらっていた。しかし、市の奨学金の利用者が少ないこともあり本年度から重複して受けることを可能としている。

教育長

- ・その他特に意見、質問が無いことから承認を宣言する。

日程第4 その他

- 1 雲仙市成人式の開催について生涯学習課から説明する。
- 2 次回、雲仙市教育委員会定例会の招集日程について、令和4年1月26日（水）午後1時30分から雲仙市千々石庁舎3階大会議室で開催することを確認する。

委員

- ・今朝7時のNHKニュース「おはよう日本」の中で、どこの市かはっきりしないが、SNSいじめから子どもをどう守るかというタイトルでやっていた。この中で弁護士会と連携した、いじめ防止の授業、これを市内全小・中学校で実施しているということを取り上げていた。授業の中で弁護士が、いじめはする側の判断ではなく、された側の判断である。スタンプを押すだけでも、いじめを許したことになると話していたのが印象に残っている。学校で税務署と連携して租税教育というものをやっているが、説得力という意味では弁護士の話というのは、いじめの未然防止の取組の一つとして子どもに響くのではと思ったので紹介する。

教育長

- ・市のいじめ防止の専門委員会のメンバーに弁護士もいるので、年が明けて会議が開催されるときに学校教育課長からそういった話をしてもいいと思う。
- ・ほかに意見、質問、報告等がないことを確認し、令和3年度12月（第9回）雲仙市教育委員会定例会の閉会を宣言する。